

北海道建設部土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和7年10月版）」を一部改定し、令和7年10月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 7 年10月版 (一部改定)		(旧) 令和 7 年10月版		頁 新 (旧)
I 土木工事共通仕様書 (本文)		I 土木工事共通仕様書 (本文)		
第 1 編 共 通 編 第 3 章 一般施工		第 1 編 共 通 編 第 3 章 一般施工		
1－3－2－1 適用すべき諸基準 (19) ～ (41) 省略 (42) 日本建設機械 <u>施工</u> 協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月) (43) ～ (49) 省略		1－3－2－1 適用すべき諸基準 (19) ～ (41) 省略 (42) 日本建設機械 <u>化</u> 協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月) (43) ～ (49) 省略		I -1-3-6 (I -1-3-6) ■誤植修正 △

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)

頁 新 (旧)

表 3 - 3 植生工法適応条件表 (1 / 2)

別紙 - 1

植 生 工 法 条 件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3 cm
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5～15%のS-F・S-FG) 注)1 れき質砂 (細粒分5～15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじりれき {GF} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	れき (中れき (粒径19mm) 以下かつ 細粒分5～15%のG-F・G-FS) 砂れき (細粒分5～15%のGS-F) 細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5～15%のS-F・S-FG) れき質砂 (細粒分5～15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V})
表 面 れ き 含 有 量注)2	0%～80%	0%～20%	0%～30%	0%～30%
土 壌 硬 度	10mm～27mm未満	10mm～23mm未満	10mm～23mm未満	10mm～27mm未満
勾 配	1. 0割以上	1. 2割以上	1. 0割以上	1. 0割以上
法 面 垂 直 高	—	30m以下	30m以下	80m以下
有 機 含 有 量	—	3%以上	3%未満	—
土 壌 酸 度 (P H)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg／土砂100g中	1, 700以下	1, 700以下	1, 700以下	—
吹付用ホース延長注)5・6	—	0～200m	0～120m	0～80m
施 工 適 期注)7	施工完了時期が日平均気温－ 5℃ 以上までとする。ただし、凍結し ている法面への施工は行わないこ ととする。	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで

注) 1. 土質分類の細粒分とは、0. 075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。
2. 表面れき含有量のれきとは、2 mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。
3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工 (土砂系) の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工 (有機質系) を選択するものとする。
6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
8. 植生製品を使用する場合は、別紙 - 2 「植生製品適用条件表」を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(旧) 令和7年10月版					頁 新 (旧)
表 3 - 3 植生工法適応条件表 (1 / 2)					別紙 - 1
I -1-3-18 (I -1-3-18) ■誤植修正 △					
植 生 工 法		生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3 cm
条 件	適 用 土 質	細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5～15%のS-F・S-FG) 注)1 れき質砂 (細粒分5～15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじりれき {GF} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	れき (中れき (粒径19mm) 以下かつ 細粒分5～15%のG-F・G-FS) 砂れき (細粒分5～15%のGS-F) 細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5～15%のS-F・S-FG) れき質砂 (細粒分5～15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V})
表 面 れ き 含 有 量注)2		0%～80%	0%～20%	0%～30%	0%～30%
土 壌 硬 度		10mm～27mm未満	10mm～23mm未満	10mm～23mm未満	10mm～27mm未満
勾 配		1. 0割以上	1. 2割以上	1. 0割以上	1. 0割以上
法 面 垂 直 高		—	30m以下	30m以下	80m以下
有 機 含 有 量		—	3%以上	3%未満	—
土 壌 酸 度 (P H)		4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg／土砂100g中		1, 700以下	1, 700以下	1, 700以下	—
吹 付 用 ホ ー ス 延 長注)5・6		—	0～200m	0～120m	0～80m
施 工 適 期注)7		施工完了時期が日平均気温－5℃以上までとする。ただし、凍結している法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が6 0日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が6 0日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が6 0日間確保されると予想される時まで
注) 1. 土質分類の細粒分とは、0. 075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。 2. れき含有量のれきとは、2 mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。 3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工 (土砂系) の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工 (有機質系) を選択するものとする。 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 8. 植生製品を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。 9. 植生製品を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温5℃以上が6 0日間確保されると予想される時期までとする。					

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)

頁 新 (旧)

表 3 - 3 植生工法適応条件表 (2 / 2)

別紙 - 1

植 生 工 法 条 件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき {G} 砂れき {GS} 細粒分まじりれき {GF} 砂 {S} れき質砂 {SG} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	軟岩 (Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラック間隔 5cm未満 れき {G}	軟岩 (Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラック間隔 5cm～15cm未満	軟岩 (Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラック間隔15cm～50cm未満
表 面 れ き 含 有 量注)2	0%～50%	—	—	—
土 壌 硬 度	10mm～30mm未満	30mm以上	30mm以上	30mm以上
勾 配	1.0割以上	1.0割以上	0.8割以上	0.8割以上
法 面 垂 直 高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下
有 機 含 有 量	—	—	—	—
土 壌 酸 度 (P H)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg／土砂100g中	—	—	—	—
吹 付 用 ホ ー ス 延 長注)5・6	0～80m	0～200m	0～200m	0～200m
施 工 適 期注)7	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで

注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。
2. 表面れき含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。
3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工 (土砂系) の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工 (有機質系) を選択するものとする。
6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
8. 植生製品を使用する場合は、別紙-2「植生製品適用条件表」を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。

I -1-3-19 (I -1-3-19)
■誤植修正 △

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(旧) 令和7年10月版					頁 新 (旧)
表 3 - 3 植生工法適応条件表 (2 / 2)					別紙 - 1
植 生 工 法 条 件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm	
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき {G} 砂れき {GS} 細粒分まじりれき {GF} 砂 {S} れき質砂 {SG} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	軟岩 (Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラック間隔 5cm未満 れき {G}	軟岩 (Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラック間隔 5cm～15cm未満	軟岩 (Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラック間隔15cm～50cm未満	
表 面 れ き 含 有 量注)2	0%～50%	—	—	—	
土 壌 硬 度	10mm～30mm未満	30mm以上	30mm以上	30mm以上	
勾 配	1.0割以上	1.0割以上	0.8割以上	0.8割以上	
法 面 垂 直 高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下	
有 機 含 有 量	—	—	—	—	
土 壌 酸 度 (PH)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H2O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H2O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H2O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H2O)	
リン酸吸収力mg／土砂100g中	—	—	—	—	
吹 付 用 ホ ー ス 延 長注)5・6	0～80m	0～200m	0～200m	0～200m	
施 工 適 期注)7	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	
注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。 2. <u>れき</u> 含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。 3. <u>適用可能な工法</u> のうち経済的な工法を標準とする。 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 8. 植生製品を使用する場合は、 <u>個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。</u> 9. <u>植生製品を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温 5℃以上が 6 0 日間確保されると予想される時期までとする。</u>					

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)

頁 新 (旧)

植生製品工法適用条件表

別紙ー 2

工 法 名	人工張芝	植生シート工	植生マット工 肥料袋付
規 格	ポリエチレンネット又はワラ	標準品 (ポリエチレン) 環境品 (分解性樹脂ネット、間伐材利用)	肥料袋間隔40cm ポリエチレンネット
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	砂れき (GS・GS-F) 細粒分まじりれき (GF) 砂 (細粒分5～15%のS-F、S-FG) れき質砂 (細粒分5～15%のSG-F) 細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)
土 壌 硬 度	10mm～20mm	粘性土 10mm～23mm未満 砂質土 10mm～27mm未満	粘性土 10mm～23mm未満 砂質土 10mm～27mm未満
勾 配	1.5割以上	1.5割以上	0.8割以上
有 機 含 有 量	3%以上	3%以上	—
土 壌 酸 度 (PH)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg／土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下
施 工 適 期	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間以上確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間以上確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間以上確保されると予想される時まで

注) 1. 植生シート工・植生マット工は種子散布工や種子吹付工が施工困難な現場条件の場合や、施工規模を考慮し適用できるものとする。
2. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
3. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
4. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
5. 上表の条件によらない場合は、現場条件に応じた植生製品を検討すること。

I-1-3-19② (I-1-3-19②)
■別紙ー 2 の追加 △

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 7 年10月版 (一部改定)	(旧) 令和 7 年10月版	頁 新 (旧)
1－5－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定] (令和 5 年 9 月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2022年制定] (令和 5 年 3 月) (3) ～ (13) 省略	1－5－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定] (令和 5 年 9 月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定] (令和 5 年 3 月) (3) ～ (13) 省略	I -1-5-4 (I -1-5-4) ■誤植修正 △
4－3－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 日本道路協会 道路土工 <u> </u>－仮設構造物工指針 (平成11年 3 月) (6)～(8) 省略 (9) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年 5 月) (10)～(13) 省略	4－3－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 日本道路協会 道路土工<u>指針</u>－仮設構造物工指針 (平成11年 3 月) (6)～(8) 省略 (9) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年 <u>6</u> 月) (10)～(13) 省略	I -4-3-4 (I -4-3-4) ■誤植修正 △
5－12－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(5) 省略 (6) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編） (平成28年11月) (7) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年 3 月) (8) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年 2 月) (9) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年 9 月) (10) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年 2 月) (11) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年 2 月) (12) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説 - (平成29年11月) (13) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	5－12－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(5) 省略 (6) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編） (平成28年11月) (7) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年 3 月) (8) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年 2 月) (9) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年 9 月) (10) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年 2 月) (11) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年 2 月) (12) 日本道路協会 <u>道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）</u> (令和 2 年 8 月) (13) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説 - (平成29年11月) (14) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	I -5-12-4 (I -5-12-4) ■(6)と重複しているため (12)を削除 △
8－1－2－1 適用すべき諸基準 (16)～(25) 省略 (26) 国土交通省 発生土利用基準 (平成18年 8 月) (27)～(29) 省略	8－1－2－1 適用すべき諸基準 (16)～(25) 省略 (26) 国土交通省 発生土利用基準 (平成18年 6 月) (27)～(29) 省略	I -8-1-6 (I -8-1-6) ■誤植修正 △

北海道建設部土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和7年10月版）」を一部改定し、令和7年10月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

(新) 令和7年10月版 一部改定									(旧) 令和7年10月版									頁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Ⅱ 土木工事施工管理基準						3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)						新(旧)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	修正内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。	面 積 (㎡) 500未満500以上1000未満1000以上2000未満 測 定 点 数 51015	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。		25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。	面 積 (㎡) 500未満500以上1000未満1000以上2000未満 測 定 点 数 51015	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り地の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
																							ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
								現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
													含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	【路体】1,000㎥につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎥未満の工事は1工事当たり3回以上。 【路床】500㎥につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪いとき。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
																							たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284（ベンチマーク）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

令和7年10月1日以降に入札する工事から適用 (変更箇所: 赤)

第1編 共通編 第3章 一般施工

- 表 3-3 植生工法適応条件表 (1/2)
- 別紙-1
- | 件 件 | 植 生 工 法 | 生 定 | 両輪種子散布工 | 有核種子散布工 | 植生資材吹付工 (土砂系) |
|--|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 通 用 土 質
地盤材の工学的分類法
(JGS 0051~2020)
の中分類名称(中分類記号)
または(小分類記号)による | 細粒分まじりれき [6F]
砂 (細粒分5~15%のS-F・S-F6) | 細粒分まじりれき [6F]
砂 (細粒分5~15%のS-F・S-F6) | 細粒分まじりれき [6F] | 細粒分まじりれき [6F] | れき(中れき(粒径19mm)以下かつ
細粒分5~15%のS-F・S-F6)
砂れき(細粒分5~15%のS-F)
細粒分まじりれき [6F]
砂 (細粒分5~15%のS-F・S-F6) |
| | れき質砂 (細粒分5~15%のS6-F) | れき質砂 (細粒分5~15%のS6-F) | 細粒分まじりれき [SF] | 細粒分まじりれき [SF] | れき質砂 (細粒分5~15%のS6-F) |
| | シルト [M]
シルト [M]
粘性土 [C]
有核質土 [O]
火山灰質粘性土 [V] | シルト [M]
シルト [M]
粘性土 [C]
有核質土 [O]
火山灰質粘性土 [V] | シルト [M]
シルト [M]
粘性土 [C]
有核質土 [O]
火山灰質粘性土 [V] | シルト [M]
シルト [M]
粘性土 [C]
有核質土 [O]
火山灰質粘性土 [V] | 細粒分まじりれき [SF]
シルト [M]
粘性土 [C]
有核質土 [O]
火山灰質粘性土 [V] |
| | 0%~80% | 0%~80% | 0%~20% | 0%~30% | 0%~30% |
| | 10mm~27mm未満 | 10mm~27mm未満 | 10mm~23mm未満 | 10mm~23mm未満 | 10mm~27mm未満 |
| 土 質 硬 度 | 1.0割以上 | 1.0割以上 | 1.2割以上 | 1.0割以上 | 1.0割以上 |
| 勾 配 | - | - | 30m以下 | 30m以下 | 80m以下 |
| 法 面 垂 直 高 | - | - | 3%以上 | 3%未満 | - |
| 有 核 含 有 量 | - | - | - | - | - |
| 土 質 酸 度 (pH) | 4.0~6.5(kal)
4.5~7.0(HD) | 4.0~6.5(kal)
4.5~7.0(HD) | 4.0~6.5(kal)
4.5~7.0(HD) | 4.0~6.5(kal)
4.5~7.0(HD) | 4.0~6.5(kal)
4.5~7.0(HD) |
| リン酸吸収力mg/土砂100g中 | 1,700以下 | 1,700以下 | 1,700以下 | 1,700以下 | - |
| 吹付用ホース延長(m) | - | - | 0~200m | 0~120m | 0~80m |
| 施 工 適 期(月) | 施工完了後、日平均気温5℃以上が
5日以上継続されるものとす
る。また、草結してい
る方面への施工は行わないこととす
る。 | 施工完了後、日平均気温5℃以上が
5日以上継続されるものとす
る。また、草結してい
る方面への施工は行わないこととす
る。 | 施工完了後、日平均気温5℃以上が
5日以上継続されるものとす
る。また、草結してい
る方面への施工は行わないこととす
る。 | 施工完了後、日平均気温5℃以上が
5日以上継続されるものとす
る。また、草結してい
る方面への施工は行わないこととす
る。 | 施工完了後、日平均気温5℃以上が
5日以上継続されるものとす
る。また、草結してい
る方面への施工は行わないこととす
る。 |
- (注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmより小さい通過する細粒土(シルト、粘土)の量をいう。
2. 有核質土とは、砂質土に粘土質土を混和したものをいう。粗粒土(粗れき、粗砂)をいう。
3. 有核質土の割合は、施工時に「吹付用ホース延長を越く適応条件」は植生資材吹付工(土砂系)の適応条件となる。
4. 有核質土の割合は、施工時に「吹付用ホース延長を越く適応条件」は植生資材吹付工(土砂系)の適応条件となる。
5. 有核質土の割合は、施工時に「吹付用ホース延長を越く適応条件」は植生資材吹付工(土砂系)の適応条件となる。
6. 有核質土の割合は、施工時に「吹付用ホース延長を越く適応条件」は植生資材吹付工(土砂系)の適応条件となる。
7. 有核質土の割合は、施工時に「吹付用ホース延長を越く適応条件」は植生資材吹付工(土砂系)の適応条件となる。
8. 有核質土の割合は、施工時に「吹付用ホース延長を越く適応条件」は植生資材吹付工(土砂系)の適応条件となる。

第 5 章 無筋、鉄筋コンクリート

第 1 節 適 用

1-5-1-1 適 用

1. 本章は、無筋、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、本編 第 2 章 材料 の規定によるものとする。
3. 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書 [2023 年制定] (施工編)」(土木学会、2023 年 9 月) のコンクリートの品質 の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、工事監督員の承諾を得なければならない。

第 2 節 適用すべき諸基準

1-5-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2023 年制定] (令和 5 年 9 月)
- (2) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2022 年制定] (令和 5 年 3 月)
- (3) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012 年版] (平成 24 年 6 月)
- (4) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成 14 年 7 月)
- (5) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 [2020 年制定] (令和 2 年 3 月)
- (6) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成 29 年 8 月)
- (7) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書
高分子天然ガス圧接継手工事 (平成 30 年 4 月)
- (8) 道路プレキャストコンクリート工技術委員会 ガイドライン検討小委員会
プレキャストコンクリート構造物に適用する
機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成 31 年 1 月)
- (9) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会
コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成 30 年 6 月)
- (10) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会
コンクリート構造物における
埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成 30 年 6 月)
- (11) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会
機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン (平成 28 年 7 月)
- (12) 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会
流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成 29 年 3 月)
- (13) 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会
場所打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成 29 年 3 月)

第 3 章 地すべり・急傾斜対策

第 1 節 適 用

4-3-1-1 適 用

1. 本章は、砂防工事における地下水排除工、水路工、抑止杭工、抑止アンカー工、法面工、擁壁工、地下水遮断工、根固め工、付属物設置工、急傾斜地崩壊対策工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編 共通編 の規定によるものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

4-3-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年 6 月)
- (2) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成 25 年 10 月)
- (3) 日本道路協会 道路土工・擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)
- (4) 日本道路協会 道路土工・カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)
- (5) 日本道路協会 道路土工 ー仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)
- (6) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル (平成 25 年 12 月)
- (7) 土木研究センター 補強土 (テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成 26 年 8 月)
- (8) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成 26 年 8 月)
- (9) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成 24 年 5 月)
- (10) PC フレーム協会 PC フレーム工法 設計・施工の手引き (平成 24 年 9 月)
- (11) 斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領 (平成 28 年 3 月)
- (12) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成 19 年 11 月)
- (13) 土木学会 吹き付けコンクリート指針 (案) [のり面編] (平成 23 年 11 月)

第12章 道路維持

第1節 適用

5-12-1-1 適用

1. 本章は、道路工事における巡視・巡回工、舗装補修工、道路付属物復旧工、構造物補修工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、撤去物処理工、災害応急処理その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編 及び 本編 第1章～11章の規定によるものとする。
3. 受注者は、道路維持の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにならなければならない。
4. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、応急措置を行い、その措置内容を直ちに工事監督員に報告し、工事監督員の指示によらなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

5-12-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- | | | |
|--------------|-------------------------------|------------|
| (1) 日本道路協会 | 道路維持修繕要綱 | (昭和53年7月) |
| (2) 日本道路協会 | 舗装再生便覧 | (令和6年3月) |
| (3) 日本道路協会 | 舗装調査・試験法便覧 | (平成31年3月) |
| (4) 日本道路協会 | 道路橋補修便覧 | (昭和54年2月) |
| (5) 日本道路協会 | 道路トンネル維持管理便覧（本体工編） | (令和2年8月) |
| (6) 日本道路協会 | 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編） | (平成28年11月) |
| (7) 日本道路協会 | 道路緑化技術基準・同解説 | (平成28年3月) |
| (8) 日本道路協会 | 舗装施工便覧 | (平成18年2月) |
| (9) 日本道路協会 | 舗装の構造に関する技術基準・同解説 | (平成13年9月) |
| (10) 日本道路協会 | 舗装設計施工指針 | (平成18年2月) |
| (11) 日本道路協会 | 舗装設計便覧 | (平成18年2月) |
| (12) 日本みち研究所 | 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説- | (平成29年11月) |
| (13) 日本みち研究所 | 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン | (平成29年11月) |

- | | | |
|---------------------|--|------------|
| (16) 地盤工学会 | グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 | (平成24年5月) |
| (17) 全国特定法面保護協会 | のり枠工の設計施工指針（改訂版第3版） | (平成25年10月) |
| (18) 国土交通省 | 公共建築工事標準仕様書
（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編） | (令和2年4月) |
| (19) 北海道公園緑地施工技術協議会 | 北海道公共用緑化樹木等規格基準（案） | (平成15年12月) |
| (20) 土木学会 | 吹き付けコンクリート指針（案）[のり面編] | (平成17年7月) |
| (21) 建設省 | 土木構造物設計マニュアル（案）[土木構造物・橋梁編] | (平成11年11月) |
| (22) 建設省 | 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）
[ボックスカルバート・擁壁工] | (平成11年11月) |
| (23) 国土交通省 | 土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編] | (平成13年12月) |
| (24) 国土交通省 | 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）
[樋門編] | (平成13年12月) |
| (25) 国土交通省 | 建設汚泥処理土利用技術基準 | (平成18年6月) |
| (26) 国土交通省 | 発生土利用基準 | (平成18年8月) |
| (27) 日本緑化センター | 植栽基盤整備技術マニュアル | (平成21年4月) |
| (28) 日本公園緑地協会 | 造園施工管理 技術編 | (令和3年5月) |
| (29) 日本公園緑地協会 | 造園施工管理 法規編 | (令和3年7月) |

3 品質管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による確認								
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"><tr><td>面 積 (㎡)</td><td>500未満</td><td>500以上 1000未満</td><td>1000以上 2000未満</td></tr><tr><td>測 定 点 数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面 積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測 定 点 数	5	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 RIによる土の密度試験」等による。	
面 積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満							
測 定 点 数	5	10	15							
1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。									
各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。									
各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。										
【路体】1,000m³につき1回の割合で行う。ただし、5,000m³未満の工事は1工事当たり3回以上。 【路床】500m³につき1回の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。										
必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪いとき。 ブルーリングでの不良箇所について実施。										